

外国籍の届出者の場合の「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書」について

(質問)

届出の際の添付書類として国・厚規則第4条第4項第2号ロに規定している書類については、外国籍の届出者の場合、ガイドラインによれば、「日本政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しない旨を証明する書類とする。」とありますが、これは具体的にどのような書類を想定しているのか。出身国の領事館や大使館が発行できるものなのか。

また、同ガイドラインでは、「当該書類が存在しない場合は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に相当するものに該当しない者であることを公証人又は公的機関等が証明した書類を提出することができる。」とあるが、これは、具体的にどのような書類を想定しているのか。

(回答)

あなたの国において、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを証明する制度があるかどうかを、確認してください。ある場合には、あなたの国の制度に基づく証明書を用意して提出してください。そのような制度が無い場合には、あなたが「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない」ということを自筆し、あなたの国の公的機関の認証を受けたものを代わりに提出してください。

あなたの国における制度及び公的な認証についてご確認いただいた上で、認証制度が利用できない場合においては、日本の公証役場にて、当該内容を記載した書類に、公証人の認証を受けた書類を代わりに提出してください。

「当該内容を記載した書類」は、次の項目（内容）が記載されていること。

- ・日付 ・届出者の住所 ・氏名 ・署名（サイン） ・生年月日 ・性別 ・国籍
- ・「宣誓供述書」という標題 ・宣誓内容「私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に取り扱われている者に該当しないことを誓約します。」

なお、届出の提出書類が外国語の場合は、日本語による翻訳文を添付してください。